

## 許認可が必要な事業

### 建設業

事業の種類	あて先	受付窓口	許・認可
請負金額が500万円未満の工事など、いわゆる軽微な工事のみを請け負って営業しようとする場合を除いては、許可を取得しなければならない。	国土交通大臣	地方整備局	県をまたいで営業所がある場合は大臣許可
	都道府県知事	都道府県庁	同一県内のみ営業所がある場合は知事許可

### 飲食店営業

事業の種類	あて先	受付窓口	許・認可
一般食堂・料理店・すし屋・そば屋・仕出屋・弁当屋・レストラン・バー・キャバレー等・移動販売設備を備えて客に飲食させる営業	保健所長	保健所	許可

### 喫茶店営業

事業の種類	あて先	受付窓口	許・認可
喫茶店・カキ氷・ジュース等のカップ式販売機・自動車による移動販売などを含む酒類以外の飲食又は茶菓子を客に飲食させる営業	保健所長	保健所	許可

### 食品販売業

事業の種類	あて先	受付窓口	許・認可
食肉販売業・魚介類販売業・乳類販売業・牛乳店・魚介類せり販売業・氷雪販売業など(氷室)	保健所長	保健所	許可
生菓子販売業	保健所長	保健所	報告
行商(菓子・アイスクリーム・魚介類・ゆで麺類等、移動しながら販売するもの)	保健所長	保健所	届出(鑑札)

### 食品製造業

事業の種類	あて先	受付窓口	許・認可
菓子製造業(パン製造含む)・アイスクリーム類製造業・惣菜製造業・あん類製造業・乳製品製造業・食肉製品製造業・魚肉ねり製品製造業・食品の冷凍又は冷蔵業・清涼飲料水製造業・乳酸菌飲料製造業・氷雪製造業・食用油脂製造業・マーガリン又はショートニング製造業・みそ製造業・醤油製造業・ソース類製造業・酒類製造業・豆腐製造業・納豆製造業・めん類製造業・かん詰又はびん詰食品製造業・添加物製造業等	保健所長	保健所	許可
製粉業・つけもの製造業	保健所長	保健所	報告

### 食品処理業

事業の種類	あて先	受付窓口	許・認可
乳処理業・特別牛乳さく取処理業集乳業・食肉処理業・食品の放射線照射業等	保健所長	保健所	許可

### 風俗営業

事業の種類	あて先	受付窓口	許・認可
興行場・キャバレー・待合料理店・カフェ・ナイトクラブ・ダンスホール・ディスコ・特定の喫茶店(特定のもの)・バー・麻雀荘・パチンコ店・遊戯場等	公安委員会	警察署	許可
深夜営業する飲食店(スナック等)	公安委員会	警察署	届出

### 各種販売業

事業の種類	あて先	受付窓口	許・認可
薬局・医療品等の一般販売業、	知事	保健所	免許許可
医療用具販売業(めがね・電気医療用具等)	知事	保健所	届出
酒類販売業	税務署長	税務署	許可
たばこ販売業	大蔵省財務局長	日本たばこ産業(株)	

※提出期限は営業開始前です。その他詳しくは白岡市商工会へ。内容によっては条件が変わります。必ず確認してください。